

ワンストップ特例申請書の記入について

※提出期限：寄附翌年1月10日必着

令和 年 安 月 分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申込書
会員登録番号	保有番号	第五十五号
住所	フリガナ 氏名 個人番号	申込月日 明夫郎 平介
電話番号	六欄式	

個人番号・欄に
に規定する個人番号を
あなたが支出した事
について、同法の規定
を受けようとするとき
(第1) 上記に記
してくださ
(第2) 申告の際
今では、申
て申出の事
に記載した場合は市町村民税・道府県民税の印合書を提出してください。

申請書に記載されている住所と、添付する確認書類の最新住所が一致しているかご確認ください。
※申請書に記載されている住所の自治体に、住民税控除のための通知を行います。
※記載内容に訂正がある場合は、二重線で消したうえで、余白に正しい情報をご記入ください。

1. 当团体に対する寄附に関する事項
令和 年 安 月 分 寄附金額
申告の特例の適用に関する事項
申告の特例の適用を受けるための申請は、○及び□に該当する場合のみすることができます。○及び□に該当する場合、それぞれ下の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例に象徴する者である
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する事例に象徴する者は、(1)及び(2)に該当する者をいいます。
(1) 特別控除対象者等が支拂う年分の所得に特別控除に係る税額が、20条第1項の規定による申告書を提出する義務がない場合又は同法第21条(第1項)ただし書に記載する限り、の規定の適用を受ける場合
(2) 特別控除対象者が支拂う年分の翌年4月1日以後の年分の市町村民税・道府県民税について、当該年納付金に係る寄附金税額控除の対象の日以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書が提出されたものとみなされる寄附金税額控除の権利を含む。)を受ける者

② 地方税法附則第7条第2項(第8項)に規定する要件に該当する者である
(注) 地方税法附則第7条第2項(第8項)に規定する要件に該当する者は、この申請を含む翌年1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けための申請を行った道府県の知事又は市町村若しくは特区の知事が該当する者をいいます。

①は、ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的
以外に所得税や住民税の確定申告を行う必要がない場合、チェックを入れてください。

②は、寄附する自治体数が、年間で5自治体以下
であると見込まれる場合、チェックを入れてください。(6自治体以上になると確定申告が必要になります。)

必要書類について

ワンストップ特例申請書には、【個人番号確認書類・本人確認書類】の添付が必要です。

下記の「番号1～3」のいずれかをご用意いただき、ワンストップ特例申請書とあわせてご提出ください。

1		【マイナンバーカードの両面】		個人番号（マイナンバー）カードの写し（裏面）	個人番号（マイナンバー）カードの写し（表面）
2	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し		+	次の 顔写真入り身分証明書 のうち いずれかの写し1点	
3	通知カードの写し又は住民票（個人番号付き）の写し		+	次のうち いずれかの写し2点	

※個人番号（マイナンバー）の記入誤りや、確認書類の添付漏れがある場合は、ワンストップ特例制度をご利用いただけない可能性がございます。ご記入・ご提出の際は内容にお間違いがないか十分ご確認ください。

なお、ワンストップ特例申請書のご提出後に、住所・氏名などが変更になった場合は、寄附した翌年1月10日までに変更届のご提出が必要です。詳細につきましては、自治体のホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。